

営農再開支援事業の各種メニュー概要について (抜粋版)

- 多数ある支援事業のうち、主に“営農者が組織する団体(法人含む)”の方々が申請主体となるメニューを抜粋して記載してあります。
 - 各事業の共通事項として、事業の実施にあたっては、本事業の対象として明確に区分できるもので、証拠書類によって、金額が確定できるもののみが対象となります。
-

目次

- P3 . . . 1 除染後農地等の保全管理
 - P4 . . . 2 営農再開に向けた作付・飼養実証
 - P5 . . . 3 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
 - P6 . . . 3-1 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援（農業機械のリース等）
 - P7 . . . 3-2 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援（管理費の支援）
 - P8 . . . 4 放射性物質の交差汚染防止対策
 - P9 . . . 5-1 新たな農業への転換支援（1）土地利用型作物に係る取組
 - P10 . . . 5-2 新たな農業への転換支援（2）園芸作物に係る取組
 - P11 . . . 6 水稻の作付再開支援
 - P12 . . . 7 除染後農地の地力回復支援
 - P13 . . . 8 営農再開に向けた復興組合支援
 - P14 . . . 9-1 稲作生産環境再生対策（畦畔等の修復）
 - P15 . . . 9-2 稲作生産環境再生対策（作付再開水田の雑草等防除）
 - P16 . . . 10 作付再開水田の漏水対策 . . . P16
 - P17 . . . 11 集落等单位で農地を作付管理する地域への支援（集落ぐるみの営農実践支援）
 - P18 . . . 12 担い手への農地集積に向けた準備への支援
 - P19 . . . 13 作付再開水田の均平化支援
-

実施可能年度：R6、R7

1 除染後農地等の保全管理

※対象地域：津島、室原、末ノ森
(特定復興再生拠点区域)

補助の対象となる 取組

- 除草等の農地の保全管理
- 地力増進作物の作付けや肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり
- 営農再開に必要な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修

実施基準など

- 事業実施年度は、**避難指示解除後3年を限度**。
- ※作付け、出荷等の制限や自粛が行われている品目が生産される農地は、その制限などが解除された年度の年度末まで。

補助の対象となる 経費

- 取組に直接要する種苗代、肥料代等の資材費、作業用具代、農業機械等のリース・レンタル費用、雇用労賃、作業委託費等

補助率

- 上限単価内定額：**35,000円/10a**
(補助額は、取組を行う農地の面積に補助単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額のいずれか低い方とする)

事業実施主体

- 農業者で組織する復興組合など



2 営農再開に向けた作付・飼養実証

補助の対象となる 取組

- 営農再開に向け、食品中の放射性物質の基準値を下回る安全な農産物又は畜産物が生産できることを確認するための作付・飼養実証（稲の作付制限区域で実施する稲の試験栽培を含む。）
- 除染等による地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保するための肥培管理等の手法を検証するための作付実証の取組

実施基準など

- 同一農地及び同一農場における作付・飼養実証の実施は、原則単年度限り。

補助の対象となる 経費

- 作付・飼養実証に係る掛かり増し経費として、種苗代、肥料代、飼料代等の生産資材費、家畜（肉用に供するものは除く）及び畜舎のリース代（ただし、実証期間の減価償却費相当額に限る）、吸収抑制資材の購入費、栽培・飼養管理費、土壌・品質等の分析費、調査・指導費、獣医師費、研修会等開催の経費、生産物の買上げ・廃棄費用、その他作付・飼養実証に要する経費

補助率

- 定額
（ただし、花きの作付実証は上限100万円／箇所）

3 避難からすぐ帰還しない農家の農地を 管理耕作する者への支援

補助の対象となる 取組

- 避難からすぐに帰還しない農家や高齢者のみが帰還している等の事情により、当面営農再開が見込めない農家の農地について、農業者の帰還や農地の利用調整などが完了し営農再開するまでの間、作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する取組に対し、農業機械の導入等管理耕作に要する経費

実施基準など

- リース等により導入する機械は、当該機械の利用面積からみて適正であり、過大なものであってはならない。
- 事業実施主体は、避難先からすぐに帰還しない農家等の農地を省力的かつ適切に管理し、当該農家等が帰還し当該農地で営農を再開する場合又は他の農業者に農地集約された場合には、円滑に営農再開が行われるよう努めるものとする。

補助の対象となる 経費

- 取組に直接要する**農業機械のリース費用**（レンタルや他の農業者等からの貸借により農業機械を利用する場合の費用を含む）、**農地の管理費**

補助率

- 定 額（→算定方法の詳細は次ページ）

3-1 避難からすぐ帰還しない農家の農地を 管理耕作する者への支援（農業機械のリース等）

リース費用 詳細

○リースに要する費用に対する助成金額

→ 助成金の額 = リース物件価格（税抜き） ※1 ※2

※1：当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数未満とする場合

→ 助成金の額 = リース物件価格（税抜き） × （リース期間 / 法定耐用年数）

※2：リース期間満了時に残存価格を設定する場合

→ 助成金の額 = （リース物件価格（税抜き） - 残存価格（税抜き）

当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

3-2 避難からすぐ帰還しない農家の農地を 管理耕作する者への支援（管理費の支援）

農地の管理費 詳細

○農地の管理費は、作付する作物毎に以下の単価を乗じた額。

- ・ 水稲 21,000円/10a
 - ・ 小麦 27,000円/10a
 - ・ 大豆 20,000円/10a
 - ・ そば 11,000円/10a
 - ・ ブロッコリー 72千円/10a
 - ・ 飼料作物 30,000円/10a
 - ・ ホールクroppサイレーヅ用稲 7,000円/10a
 - ・ 牧草 8,000円/10a
 - ・ 食用油用なたね 30,000円/10a
 - ・ えごま 17,000円/10a
 - ・ たまねぎ 28,000円/10a
 - ・ かんしょ 21,000円/10a
 - ・ ねぎ 45,000円/10a
- ※運搬を外部委託する場合は29,000円/10aに、供給量に対して補助単価5,000円/tを乗じた額（上限は20,000円）を上乗せした額。
- ※運搬を外部委託する場合は6,000円/10aに、供給量に対して補助単価5,000円/tを乗じた額（上限は10,000円）を上乗せした額。
- ※運搬を外部委託する場合は7,000円/10aに、供給量に対して補助単価5,000円/tを乗じた額（上限は10,000円）を上乗せした額。

4 放射性物質の交差汚染防止対策

補助の対象となる 取組

○原発事故に伴い放射性物質が付着した粃すり機その他の農機具等を使用することにより、農産物が当該農機具等に付着している放射性物質に汚染されること（以下「交差汚染」）の防止を目的として行う対策のうち、次に掲げるもの。

- (1) 放射性物質の交差汚染防止対策を各地域の状況に応じて効果的に行うとともに取組を徹底するため、交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組
- (2) 上記(1)を実施する地域において、農産物の放射性物質による交差汚染を防止するための農機具の分解清掃等の取組

実施基準など

○(2)の対策は、福島第一原発事故以降、本事業の対象地域に存在したことにより放射性物質が付着した農機具等を対象とし、当該農機具等について、収穫を行う初年度に限り実施するものとする。

補助の対象となる 経費

- (1) 直接要する訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る費用（旅費、賃金、備品費、消耗品費等）
- (2) 農業者等が粃等の生産物を用いて農機具等を清掃する場合の経費（販売不適となった生産物の販売価格相当額・当該生産物の廃棄に要する費用に限る。）

補助率

- (1) 定額
- (2) 定額 …米 : とも洗いに用いた玄米重量に10千円／玄米30kgを乗じた額。
大豆 : とも洗いに用いた大豆重量に6千円／大豆30kgを乗じた額。

5-1 新たな農業への転換支援

(1) 土地利用型作物に係る取組

補助の対象となる 取組

- 土地利用型作物における大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組や、園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組

実施基準など

- 事業の対象となる農地は、原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、未だ生産・出荷が再開されていない農地であること。

補助の対象となる 経費

- 農業機械のリース費用、大区画化のための整地（畦畔除去等）に係る費用 等
(資材費、機械経費、日当実支払額等)



補助率

- 補助率：1/2以内
※ただし、機械・施設のリース導入については定額（リース料のうち物件購入相当（税抜き）の1/2以内）とする。

5-2 新たな農業への転換支援 (2) 園芸作物に係る取組

補助の対象となる 取組

- 土地利用型作物における大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組や、園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組

実施基準など

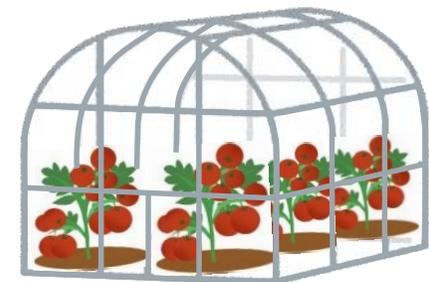
- 事業の対象となる農地は、原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、未だ生産・出荷が再開されていない農地であること。

補助の対象となる 経費

- 農林水産省が実施要綱で定める「周年栽培高温抑制型温室」「高度環境制御栽培施設」に当てはまる施設の園芸用施設リース費用
- 園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組により、新たに調達が必要となった生産資機材の調達を行う取組
(種苗、農薬、肥料、土壌改良資材、被覆資材、園芸施設補強・補修用資材)

補助率

- 補助率：1/2以内
- ※リース料のうち物件購入相当（税抜き）の1/2以内とする。
- ※ただし、資材費のみ交付対象経費とするときは、450万円/10a以内を限度額として定額補助。



6 水稻の作付再開支援

補助の対象となる 取組

除染作業が終了した水田のうち、次年度に水稻の作付けが再開される見込みの水田について、水稻の作付けに必要な以下の取組。

- (1) 通常の営農活動に追加して実施される耕盤再形成や均平化のための代かき
- (2) 獣害により損傷を受けた畦畔の修復

実施基準など

- 作付再開年度の前年度に一回限り実施するものとする。
- 「除染後農地の保全管理」と同一年度での実施は不可。
- 「集積支援」と同一年度の実施は可能だが、同一作業への重複支援は不可。
- 帰還困難区域を除く地域を対象。
※帰還困難区域内であっても除染が実施されている地域を対象とする場合は実施可能。

補助の対象となる 経費

- (1) 畦畔の修復に要する土砂・畦波板等の資材購入費、機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運搬費、雇用労賃、作業委託費その他畦畔の修復等に要する経費
- (2) 代かき作業及びその準備のための除草等に要する経費

補助率

- 定額
※代かきは補助単価の上限を35,000円/10a



7 除染後農地の地力回復支援

補助の対象となる 取組

- 表土の剥ぎ取りによる除染後に客土した農地及び福島県知事が特に必要と認める農地について、営農を再開するために不足する地力の回復に必要な以下の取組。
 - (1) 堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復
 - (2) 大型機械による深耕

実施基準など

- (1) 農作物の作付けを再開する前々年度から翌年度のうち最大2年間（連続）
 - ※福島県知事特認の場合は、翌々年度までの5年間のうち最大3年間（連続）
 - ※作付翌年度、翌々年度の場合は、県やJ A等技術指導機関により前年度の農作物の生育不良が地力の低下に起因することが確認されている場合に限る。
- (2) 客土下にある既存の作土層の全量が、客土と十分混和される程度の深耕を行う。

補助の対象となる 経費

- (1) 堆肥・酸度矯正資材に要する経費、堆肥の運搬・散布等に要する経費
- (2) 機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運搬費、雇用労賃、作業委託費

補助率

- (1) 定額（堆肥の場合、上限 3,420円/t）
 - ※堆肥量上限 3 t / 10 a ※酸度矯正資材は200kg/10 a を限度
- (2) 定額（上限 25,000円/10a）



8 営農再開に向けた復興組合支援

補助の対象となる 経費

○復興福島県営農再開支援事業のうち下記に定める事業を実施する際に必要となる**経費**

振込手数料、消耗品費、機器リース・レンタル代、光熱水料、通信運搬費（切手、電話代）、コピー代、事務員の賃金、作業員の傷害保険料等）

【対象事業】

- 1 除染後農地等の保全管理
- 2 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
- 3 水稻の作付再開支援
- 4 除染後農地の地力回復支援
- 5 (特認)作付再開水田の漏水対策
- 6 (特認)担い手への農地集積に向けた準備への支援組合

補助率

○定額

事業実施主体

○農業者で組織する復興組合など

9 - 1 稲作生産環境再生対策 (畦畔等の修復)

補助の対象となる 取組

○新たに作付を再開する水田又は作付再開して間もない水田において、獣害等により損傷を受けた畦畔等の修復を支援する。

採択要件・ 実施基準など

○事業期間は、作付けを再開する年度。

※既に作付再開しているほ場であっても有害鳥獣被害防止のため侵入防止柵等をほ場周辺に設置した水田にあっては、作付けを再開した年度から連続する3事業年度は実施可能。

補助の対象となる 経費

○新たに作付を再開する水田において、獣害により損傷を受けた畦畔等の修復を行うのに要した経費として事業実施主体が農業者等へ助成する経費
(資材購入費(土砂・畦波板等)、機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運送費、雇用労賃、作業委託費、その他畦畔等の修復に要する経費)

補助率

○定額

※農業者等への助成額は、農業者等ごとに修復する畦畔等に付属する水田面積に200千円/10a(水田面積が10a未満の場合は200千円)を乗じた額の合計額と実際に要した経費(通常の畦畔管理に要する経費相当額10千円/10aを除く)のいずれか低い額

9 - 2 稲作生産環境再生対策 (作付再開水田の雑草等防除)

補助の対象となる 取組

○水稲の作付けを再開した水田において、追加的に必要となった雑草や病害虫の防除等を支援。

採択要件・ 実施基準など

- 受益農家が3戸以上であること
- 本事業の対象となる期間は、作付けを再開した年度から連続する3事業年度が限度。

補助の対象となる 経費

○作付けを再開した水田において、追加的に必要となった雑草や病害虫防除等に要した経費として事業実施主体が農業者等へ助成する経費
(薬剤購入費、散布委託費、その他防除に要する経費)

補助率

○定額



10 作付再開水田の漏水対策

補助の対象となる 取組

○長期間にわたって水稻の作付けを休止した水田における作付再開を円滑に推進するため、水稻の作付けを再開する水田において通常の営農活動に追加して実施する漏水対策を支援

採択要件・ 実施基準など

- 前年度に水稻の作付けを再開した水田、または実施する年度に新たに水稻の作付けを再開する水田で、過去に営農再開支援事業により漏水対策を目的とした作業を行ったことがない水田。
- 原則として当該年度の4月20日までに実施される作業であること。
- 作業委託によって実施される作業であり、かつ通常営農に追加して行われた作業であることが栽培管理日誌等によって確認できること。

補助の対象となる 経費

- 次の（ア）、（イ）に要した経費として事業実施主体が農業者等へ助成する経費
 - （ア） 代かき作業（作業委託費）
 - （イ） 漏水対策資材の施用（資材購入費及び散布等の作業委託費）

補助率

定額（上限：35千円/10a）
 助成額は、取組を実施した水田の面積に助成単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額のいずれか低い額



1 1 集落等単位で農地を作付管理する地域への支援 (集落ぐるみの営農実践支援)

補助の対象となる 取組

- 集落等単位で地域の合意のもと策定した農地等利用計画に基づき、
 - (1)農地の作付管理に直接要する農業用機械のリース経費
(レンタルや他の農業者等からの貸借により農業機械を利用する場合の費用を含む。)
 - (2)農地の作付管理に必要な経費
について支援

補助の対象となる 経費

- 本事業の補助対象経費は
- (1) 農地の作付管理に直接要する農業機械の**リース経費**（税抜き。レンタルや他の農業者等からの貸借により農業機械を利用する場合の費用を含む）
 - (2) もっぱら販売を目的に農作物を作付けする農地（家畜に給与することを目的に飼料作物を作付けする農地を含み、エネルギー作物を作付けする農地は含まない）の**作付管理費**

補助率

- 定額
(単年度当たり**18千円/10a**として、取組を行う農地の面積に補助単価を乗じた額とする。)

1 2 担い手への農地集積に向けた準備への支援

補助の対象となる 取組

- (1) 担い手へ集積する候補の農地
 - ・農地の除草等
- (2) 担い手への集積が見込まれる農地
 - ・農地の除草等
 - ・地力増進作物の作付けや肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり
 - ・営農再開に必要な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修

補助の対象となる 経費

- 取組に直接要する
種苗代、肥料代等の資材費、作業用具代、農業機
械等のリース・レンタル費用、雇用労賃、作業委託費等

補助率

- 定額
※補助単価の上限を
- (1) 候補農地は
12千円/10a
- (2) 見込農地は
35千円/10a

【6年度以降の補助対象事業と年度のイメージ】

地域	～R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
	候補 (12千円/10a)	見込 (35千円/10a)	候補 (12千円/10a)	見込 (35千円/10a)	候補 (12千円/10a)	見込 (35千円/10a)
帰還困難区域を 除く全地域	○	○	×	○	×	×

1 3 作付再開水田の均平化支援

補助の対象となる 取組

○新たに水稻等の作付を再開する農地又は再開して間もない農地において、大型 機械による乾土均平の取組を支援。

採択要件・ 実施基準など

○事業の実施期間は、**水稻の作付を再開する前々年度から翌々年度までの5年間のうち、連続する2事業年度。**

※直播栽培等の高い均平精度を必要とする栽培方法により作付けする場合は、上記5年間のうち、連続する3年間。

補助の対象となる 経費

○**機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運搬費、雇用労賃、作業委託費、その他不陸解消に必要な経費**

補助率

○定額

※補助単価の**上限は 50,000円／10a**